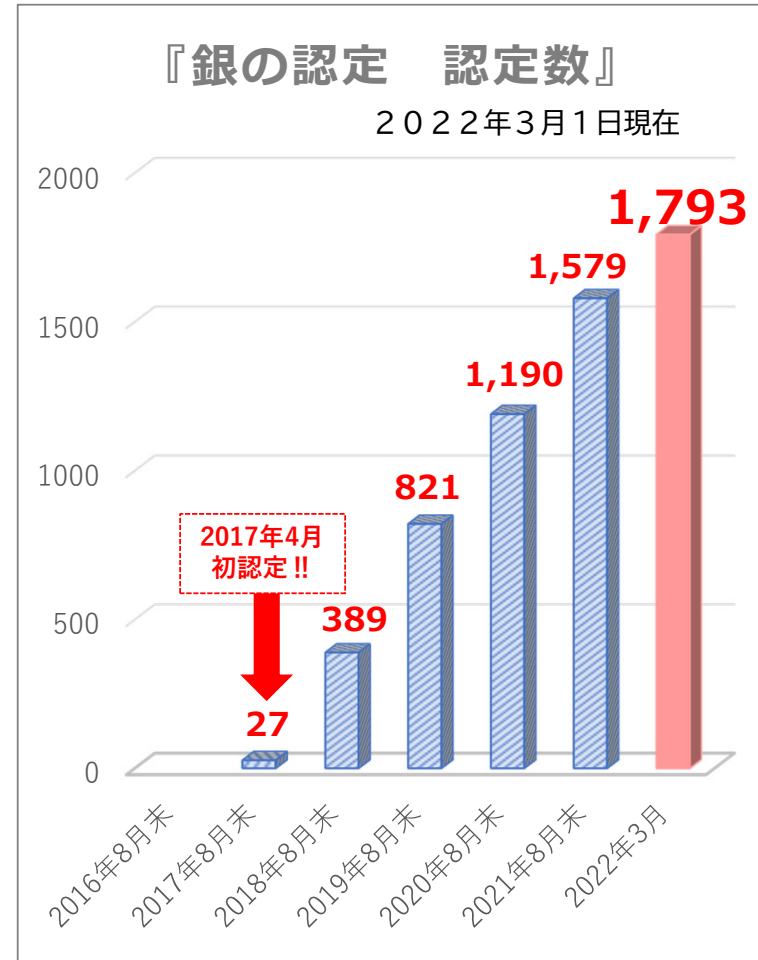
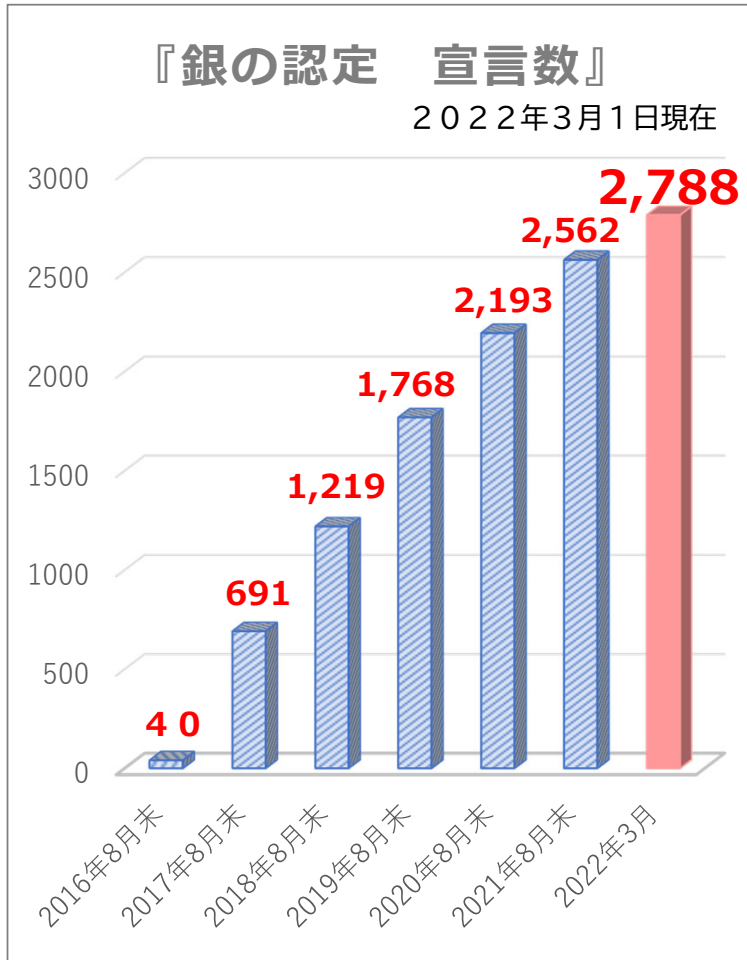




健康企業宣言 銀の認定

2022年4月～

健康保険組合連合会東京連合会



各項目を取組み80点以上（基準点）で認定



取組分野	主な内容	配点
1. 健診等	受診率、健診結果の提供、健診の必要性の周知	45点
2. 健診結果の活用	受診勧奨、特定保健指導受診率	10点
3. 健康づくりのための 職場環境	健康づくりの話し合いの場の設置、 問題整理、目標・計画、健康測定器の設置	21点
4. 職場の「食」	飲み物、食生活	6点
5. 職場の「運動」	体操の実践、歩数を増やす工夫	6点
6. 職場の「禁煙」	たばこの害の周知、受動喫煙防止策	6点
7. 「心の健康」	メンタルヘルス対策、相談窓口	6点

銀の認定取得企業合計点数ごとの件数と割合

合計点数	件数と割合
100点	20件 1.6%
95~99点	285件 23.3%
90~94点	453件 36.9%
85~89点	334件 27.3%
80~84点	134件 10.9%

各項目別点数の割合

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
20点	20点	5点	5点	5点	5点	5点	5点	3点	3点	3点	3点	3点	3点	3点	3点	3点	3点
99.9 %	99.4 %	89.2 %	82.6 %	44.9 %	99.2 %	94.3 %	67.9 %	72.9 %	66.3 %	50.7 %	65.6 %	35.8 %	68.9 %	78.2 %	91.7 %	84.1 %	80.9 %
10点	10点	3点	3点	3点	-	-	-	2点	2点	2点	2点	2点	2点	2点	2点	2点	2点
0.1 %	0.6 %	10.0 %	13.0 %	10.6 %	-	-	-	17.3 %	17.2 %	26.0 %	22.4 %	39.9 %	19.6 %	13.9 %	3.8 %	7.2 %	11.1 %
1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点	1点
0.0 %	0.0 %	0.8 %	4.4 %	44.5 %	0.8 %	5.7 %	32.1 %	9.8 %	16.5 %	23.3 %	12.0 %	24.3 %	11.5 %	7.9 %	4.5 %	8.7 %	8.0 %

2022.4変更あり

1

従業員の皆様は健診を100%受診していますか？



事業所健診の受診率により評価する。

・定期健康診断受診者数(申告数) + 生活習慣病予防健診及び事業者健診データ提供数(保険者確認)
 / 従業員数(事業者健診対象者数 - 受診不可者数) = 人 / 人 ⇒ %

※受診不可者数: 妊娠中、産休・育休中、病気休職中、海外赴任中等に該当する者

配点	採点基準
20点	●事業者健診受診率80%以上
10点	●事業者健診受診率80%未満～50%以上
1点	●事業者健診受診率50%未満

実施結果レポート提出日より、前1年以内の実績数値で報告

2

40歳以上の従業員の健診結果を、健康保険組合へ提供していますか？

2022.4変更あり



被保険者の特定健康診査受診率により評価する。

保険者には実施義務がある。

→実施率が低い保険者は、後期高齢者支援金の加算も…

配点	採点基準
20点	●特定健康診査受診率80%以上
10点	●特定健康診査受診率80%未満～50%以上
1点	●特定健康診査受診率50%未満

実施結果レポート提出日より、前1年以内の実績数値で報告



■保険者で受診率がわかるため、原則、添付資料は不要

健康保険組合連合会東京連合会

3 健診の必要性を周知していますか？



健診案内・受診勧奨を行い、健診の必要性(予防・未病等)や受診義務(労安法・高確法)が周知されていることを評価する。

配点	採点基準	
5点	○従業員全員への健診案内・受診勧奨+健診の必要性の周知 (右記書面等で6ヶ月以上の取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●配布物・掲示物 ●健診案内・申込書等 ●研修会等による資料
3点	○従業員全員への健診案内・受診勧奨+健診の必要性の周知 (右記書面等で1ヶ月以上~6か月未満の取組) ○健診案内(通知)のみ ○採用時や昇進時に説明しているのみ	
1点	○就業規則等に記載しているのみ ○口頭説明のみで、添付資料(エビデンス)がない	

! ■健診の必要性は安全衛生法のみならず、早期発見・重症化予防等の必要性周知が望ましい。

3 健診の必要性を周知していますか？

取組の一例

健診の案内 + 健診の必要性を通知や掲示で周知していることがわかる

2021年4月27日
社員各位
人事部
定期健康診断について
来月より今年度の定期健康診断が始まります。
定期健康診断は、労働安全衛生法で実施・受診が義務づけられた法定健診です。病気の早期発見や健康管理のため、必ず受診して下さい。
問い合わせ先
人事部 ○○
03-0000-0000

定期健康診断は、労働安全衛生法で実施・受診が義務づけられた法定健診です。病気の早期発見や健康管理のため、必ず受診して下さい。

定期健康診断について
来月より今年度の定期健康診断が始まります。
定期健康診断は、労働安全衛生法で実施・受診が義務づけられた法定健診です。病気の早期発見や健康管理のため、必ず受診して下さい。

3 健診の必要性を周知していますか？

東京連合会の素材を使った取組の一例

(健診案内) 2021年4月27日

社員各位 人事部

定期健康診断について

来月より今年度の定期健康診断が始まります。

令和4年5月25日(水) 13:00~

問い合わせ先
人事部 ○○
03-0000-0000



(健診の必要性素材)



毎年 健診項目11に会いに行けるチャンス！
労働安全衛生法により、従業員は定期的に健康診断を受けなければならない

家族の健康を守るのもあなたのもうひとつの役目です
家族で健康、ハッピーライフ！



元気で働けるのは「家族の健康」があってこそ。あなたもご家族も必ず健診を受けましょう



もしも健診を受けず、病気が重症化してしまったり、治療に多くの時間とお金がかかります

あなた自身が故障するその前に！
1年に1度、からだのメンテナンスをしよう



生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診を受けて早期発見することが大切です

健診の案内 + 健診の必要性(通知にデータを貼る)

4 健診結果が「要医療」など再検査が必要な人に受診を勧めていますか？



再検査が必要な人へ、受診勧奨を行っていることを評価する。

配点	採点基準	
5点	○該当者全員への個別・直接的な健診案内・受診勧奨 (右記書面等で6ヶ月以上の取組)	●個人宛のEメール 通知文書・手紙等 配布物・掲示物 研修会等による教育の資料
3点	○該当者全員への個別・直接的な健診案内・受診勧奨 (右記書面等で1ヶ月以上～6か月未満の取組) ○健診案内に「再検査の案内」が記載されているのみで 健診結果から該当者へ個別・直接的に案内していない	
1点	○就業規則等に記載しているのみで、受診勧奨を行っていない ○健診結果を口頭で説明し、添付資料(エビデンス)がない ○健診業者からの健診結果に二次検査の案内がされているのみ	

! ■健診結果から必要な者に速やかに再検査の指示、受診勧奨を行い、その後再検査を受けているか確認していることが望ましい。

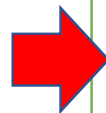
4

健診結果が「要医療」など再検査が必要な人に受診を勧めていますか？

取組の一例

再検査等該当者へ個人宛の直接メールで受診勧奨している

個人宛



差出人(M)	業務課
宛先...	〇〇事業部〇〇
送信(S)	
C C(C)...	
件名(U)	二次検査のご案内

〇〇事業部
〇〇様

健康推進室の〇〇です。
先日、受診いただきました定期健診の結果
二次検査の必要があります。
病気の早期発見、予防、健康管理のためにも必ず受診してください。
あわせて、受診後は検査結果の報告について、ご協力ください。
よろしくお願いいたします。

東京連合会（株）
健康推進室 〇〇〇〇

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-1-2
TEL 03-3357-5211

2022.4変更あり

5 健診の結果、特定保健指導となった該当者は保健指導を受けていますか？



被保険者の特定保健指導実施率により評価する。
保険者には実施義務がある。

配点	採点基準
5点	●特定保健指導実施率50%以上、該当者がいない
3点	●特定保健指導実施率50%未満～30%以上
1点	●特定保健指導実施率30%未満

実施結果レポート提出日より、前1年以内の実績数値で報告

! ■保険者で実施率がわかるため、原則、添付資料は不要

6 職場の健康づくりの担当者を決めていますか？



職場の健康づくりを推進していく担当者を決めていることを評価する。

配点	採点基準	
5点	○健康づくり担当者等の設置を右記書面等で確認できる	<ul style="list-style-type: none"> ●委嘱状・任命書 ●会議録・議事録 ●公的機関への報告書 ●組織の体制図 等
-	-	
1点	○担当者がいない ○右記の書面がない(エビデンスとして提出できない)	



- 健康づくりの担当は衛生委員等、他の担当者が兼ねていても可
- 職種・規模などに応じて効果的な担当者が設置されていればよい

6 職場の健康づくりの担当者を決めていますか？

取組の一例

任命書または組織図で担当者が確認できる

(任命書)

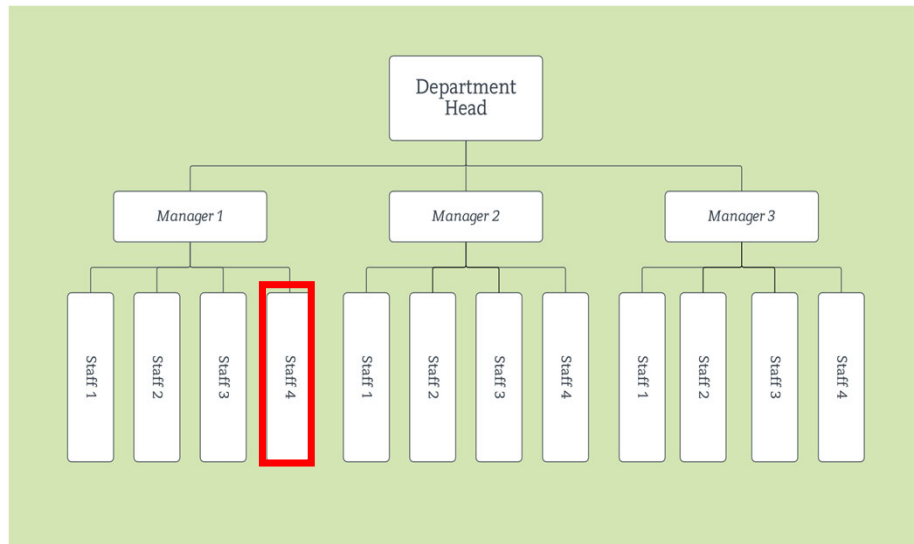
任命書

〇〇〇〇 殿

あなたを健康づくり担当者に任命致します。

令和3年3月22日
東京連合会(株)
代表

(組織図)



7 従業員が健康を話し合える場はありますか？



従業員(従業員を代表する者、健康づくり担当者等)が健康づくりに関することで話し合える場があることを評価する。

配点	採点基準	
5点	○健康づくり担当者等の設置を右記書面等で確認できる	<ul style="list-style-type: none"> ●会議録・議事録 ●議事次第 ●会議の開催通知(メール)
-	-	
1点	○話し合える場を設置していない ○右記の書面がない(エビデンスとして提出できない)	

- ミーティング、会議名等の名称は問わない。
- ! ■一段階上の取り組みのためにも、衛生委員会とは別の健康経営体制(健康企業宣言)取組体制が望ましい。
- 継続した実施・開催状況が分かるように複数月の開催通知や議事録の提出をお願いしたい。

8 健康測定機器等を設置していますか？



従業員全員が、日常的に使用できるように、健康測定器を設置・周知していることを評価する。

配点	採点基準	
5点	○健康測定機器の設置を右記書面等で確認できる	<ul style="list-style-type: none"> ●設置の写真 ●会議録・議事録 ●設置の周知メール
-		
1点	<ul style="list-style-type: none"> ○健康測定機器を設置していない ○全事業所に設置していない ○フィットネス器具(体力維持向上のためなので対象外) ○AED、空気清浄器、加湿器等(従業員の安全等のためなので対象外) ○薬箱等に備えられているだけの体温計 ※ ○コロナウイルス対策としての非接触型体温計等の設置 ※ 	

! ■健康測定機器(身体の状態を簡易に測定できるもの)・・・血圧計、体組成計、心電図、体温計
■ ※体温計やコロナウイルス対策の非接触型体温計等については、適切な設置場所、目的等の周知までできている場合は取り組みと認める

8 健康測定機器等を設置していますか？

取組の一例



支店・事業所が多い場合のエビデンス

血圧計設置状況			
血圧計の設置状況について、以下のとおりすべての事業場に設置していることを報告します			
	設置場所	周知状況	設置日
本社(写真添付)	休憩室	○	R4年〇月〇日~
A事業所	健康コーナー	○	〃
B事業所	総務課	○	〃
C事業所	〃	○	〃
D事業所	会議室	○	〃
E事業所	〃	○	〃
F工場	入口	○	〃
G事業所	健康づくりコーナー	○	〃
Hセンター	健康推進室	○	〃
I工場	3F会議室	○	〃

健康測定器設置の写真 + Excelによる他の事業所の設置状況の一覧表でリスト化

9 職場の健康課題を考えたり、問題の整理を行っていますか？



健康づくりの目標・計画を策定のため、職場の健康課題を把握し、整理するなど、健康課題が明確になっていることを評価する。

配点	採点基準	
3点	○健康に関する課題・問題点が整理されており、一覧化され明確になっていることを右記書面等で確認できる	<ul style="list-style-type: none"> ●計画書 ●会議録・議事録 等
2点	○課題が整理されておらず、不明確 ○取り組み期間が1か月以上6か月未満	
1点	○会議の議事録は添付されているが、健康課題が確認できない。 ○時期的な熱中症、インフルエンザ等に関することを課題としている。	

■健保組合から提供された事業所ごとの医療情報に基づき、課題を決定することも有効。
 ■質問⑪～⑱などの実践項目から課題を決定することも評価。

9 職場の健康課題を考えたり、問題の整理を行っていますか？

取組の一例

健保組合が、提供した資料を委員会で提示している

(健診結果)

(会議録)

第6回 安全衛生委員会議事記録書

2021年 当社の健康課題	
1	糖尿病
2	高血圧
3	喫煙率

一目で健康課題が分かる資料が望ましい

2022.4変更あり

10 健康づくりの目標・課題・進捗管理を行っていますか？



職場の健康課題から健康づくりに向けた、目標・計画の策定を行い、計画した取組の進捗管理をおこなっているかを評価する。

配点	採点基準	
3点	○健康づくりの目標・計画、またはスケジュール等が、右記書面等で確認できる。	●計画書 ●会議録・議事録 等
2点	○課題が整理されておらず、不明確 ○具体的な目標設定のないもの ○取り組み期間が1か月以上6か月未満	
1点	○衛生委員会等の会議録の添付のみで、健康づくりの目標・計画が確認できない。	

! ■ 具体的な目標(できるだけ定量的な目標値設定)・計画を作成することが必要。

10 健康づくりの目標・課題・進捗管理を行っていますか？

取組の一例

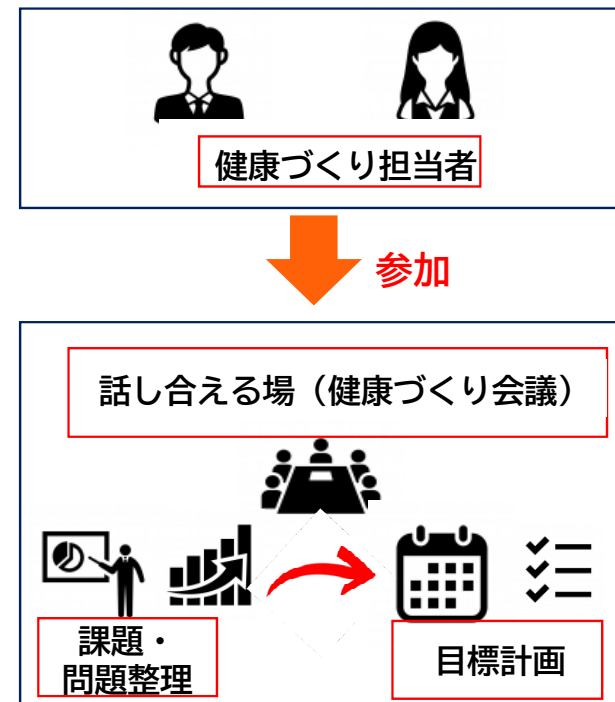
2021年 当社の健康課題	
1	糖尿病
2	高血圧
3	喫煙率

2021年健康づくりスケジュール			
4月		10月	
2021年 当社の健康づくり目標			
1 食生活の改善 バランスの良い食生活の活動 (セミナー開催、情報提供 ○○○…)			
2 運動機会の提供、年○回の実施			
3 職員の喫煙率を○割削減			
8月		2月	
9月		3月	

一目で健康課題が分かる資料が望ましい

職場の環境整備項目の取り組みイメージ

- 6 職場の健康づくりの担当者を決めていますか？
- 7 従業員が健康を話し合える場はありますか？
- 9 職場の健康課題を考えたり、問題の整理を行っていますか？
- 10 健康づくりの目標・課題を立て、進捗管理を行っていますか？



2022.4変更あり

11

従業員の日頃の飲み物に気をつけていますか？



従業員が、糖質の多い飲料、カロリーの高い飲料を飲み過ぎないように配慮していることを評価する。

配点	採点基準	
3点	○糖質の多い飲料、高カロリー飲料を飲み過ぎないように配慮、または取組を右記書面等により確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ●計画書 ●会議録・議事録 ●配布物・掲示物 ●セミナーの配布資料 ●研修会の教育資料
2点	○取組み期間が1か月以上6か月未満	
1点	○目的の異なる取組(夏季の熱中症対策の注意喚起) ○自販機(水、お茶)、水(ウォーターサーバー)、お茶(給茶機)が備えられているのみ	



- 自販機への糖質・カロリー表示、ポスター等の掲示物、食のセミナー開催による取組みが該当
- ※自販機(水、お茶)、水(ウォーターサーバー)、お茶(給茶機)については、適切な設置場所、目的等の周知までできている場合は取組みと認める。

11

従業員の日頃の飲み物に気をつけていますか？

取組の一例

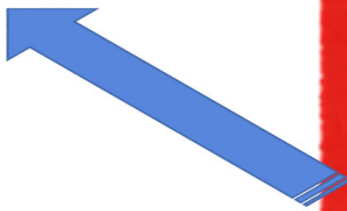
ウォーターサーバーと糖質の過剰摂取防止等を目的とした周知



11 従業員の日頃の飲み物に気をつけていますか？

東京連合会の素材を使った取組の一例

自動販売機等にポスター掲示



12

従業員の日頃の食生活が乱れないような取組を行っていますか？

2022.4変更あり



従業員が、栄養バランスのとれた食生活となるよう、情報提供、啓発を行っていることを評価する。

配点	採点基準	
3点	○食(飲酒含む)に関する情報提供、啓発等の取組を 右記書面等により確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ●計画書 ●会議録・議事録 ●配布物・掲示物 ●セミナーの配布資料 ●研修会の教育資料
2点	○取り組み期間が1か月以上6か月未満	
1点	○年末年始時期の過度の飲酒注意喚起 等 ○仕出し弁当を提供しているのみ ○社員食堂の献立表の提出のみ	

! ■ セミナーの定期開催、配布物・ポスター掲示による啓発、社員食堂を利用した取組、携帯アプリを活用した取組等が該当
■ ※仕出し弁当、献立表について、目的等の周知までできている場合は取り組みと認める。

12 従業員の日頃の食生活が乱れないような取組を行っていますか？ 2022.4変更あり

取組の一例

献立表とカロリーの過剰摂取防止等を目的とした周知

14 (月)	15 (火)	16 (水)	17 (木)	18 (金)
...

食品群	1日あたりの目安
穀類	...
大豆・豆製品	...
肉類	...
魚類	...
卵	...
牛乳・乳製品	...
野菜・きのこ類	...
果物	...
油脂	...



12 従業員の日頃の食生活が乱れないような取組を行っていますか？

東京連合会の素材を使った取組の一例

社内食堂や掲示板にポスター掲示



健康優良企業 健康保険組合連合会 東京連合会



13

【職場の「運動」】

2022.4変更あり

業務中などに体操やストレッチを取り入れていますか？



就業中などに体操・ストレッチ行っている(実践している)ことを評価する。

配点	採点基準	
3点	○継続的に体操・ストレッチが実践されていることが、右記書面等により確認できる。	<ul style="list-style-type: none"> ●計画書 ●会議録・議事録 ●配布物・掲示物 ●セミナーの配布資料
2点	○取り組み期間が1か月以上6か月未満 ○勧奨は確認できるが、継続的な体操やストレッチの実践がない	
1点	○個人・グループの判断(サークル等)での実践	

- ! ■ 全社的な取組として、体操・ストレッチの継続的な実践が該当
- ※「密」を避けるため、各課ごとに実施している場合、最終的に全社員が参加していれば取り組みに該当

13 業務中などに体操やストレッチを取り入れていますか？

取組の一例

ラジオ体操を実践している写真



14 階段の活用など歩数を増やす工夫をしていますか？



従業員の日頃の歩数を増やすような取組、工夫が行われていることを評価する。単なる歩行だけではなく、種々の運動を行う取組も含まれる。

配点	採点基準	
3点	○歩数(運動含む)を増やす取組を、右記書面等により確認できる	<ul style="list-style-type: none"> ●計画書 ●会議録・議事録 ●配布物・掲示物 ●セミナーの配布資料
2点	○取り組み期間が1か月以上6か月未満	
1点	<ul style="list-style-type: none"> ○個人・グループ(サークル等)で任意に活動している ○健康保険組合主催の保健事業(ウォーキングイベント)を周知しているだけ ○エレベーターがなく階段利用していることが取組 	

■ 階段活用はあくまで代表例。ウォーキングイベント等の定期的な開催、活動量計・ウェアラブル端末・携帯アプリ等を利用した取組等、様々な取り組みが該当
! ■ ※健康保険組合の保健事業(ウォーキングイベント)の周知やエレベーターがなく階段利用していることが取組等について、事業所による参加勧奨や働きかけが確認できた場合は取り組みと認める。

14 階段の活用など歩数を増やす工夫をしていますか？

取組の一例

ウォーキングアプリを使用したウォーキング大会の開催

令和4年3月22日
従業員各位
〇〇株式会社
総務課

アプリを使ったウォーキング大会の実施のお知らせ

アプリを使ったウォーキング大会のアプリがインストールできるようになってますので、お気軽にご利用下さい。

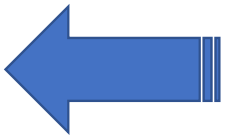
目指せ 1日1万歩！



14 階段の活用など歩数を増やす工夫をしていますか？

東京連合会の素材を使った取組の一例

エレベーター前にポスター掲示



15 従業員にたばこの害について周知活動をしていますか？



従業員にたばこの害(喫煙、受動喫煙)がもたらす健康被害を、情報提供、周知、啓発等を行っていることを評価する。

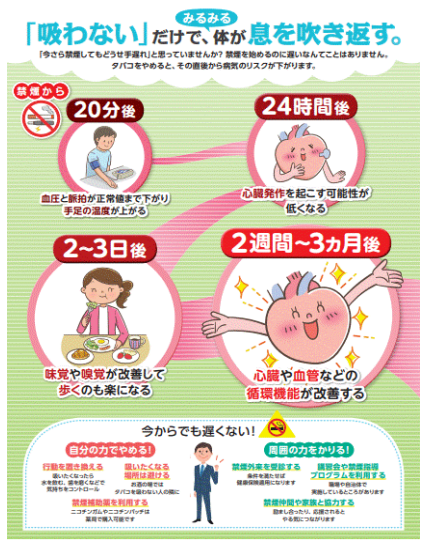
配点	採点基準	
3点	○たばこの害(喫煙・受動喫煙等)がもたらす健康被害を右記書面等により確認できる	<ul style="list-style-type: none"> ●計画書 ●会議録・議事録 ●配布物・掲示物 ●セミナーの配布資料
2点	○取り組み期間が1か月以上6か月未満	
1点	○喫煙者がいないので周知活動はしていない	

! ■ セミナーの定期開催、配布物・ポスター等掲示物による啓発、社内研修会等、喫煙者のみならず非喫煙者へも周知することが大切です。

15 従業員にたばこの害について周知活動をしていますか？

東京連合会の素材を使った取組の一例

掲示板や喫煙室にポスター掲示



16

受動喫煙防止策を講じていますか？

2022.4変更あり

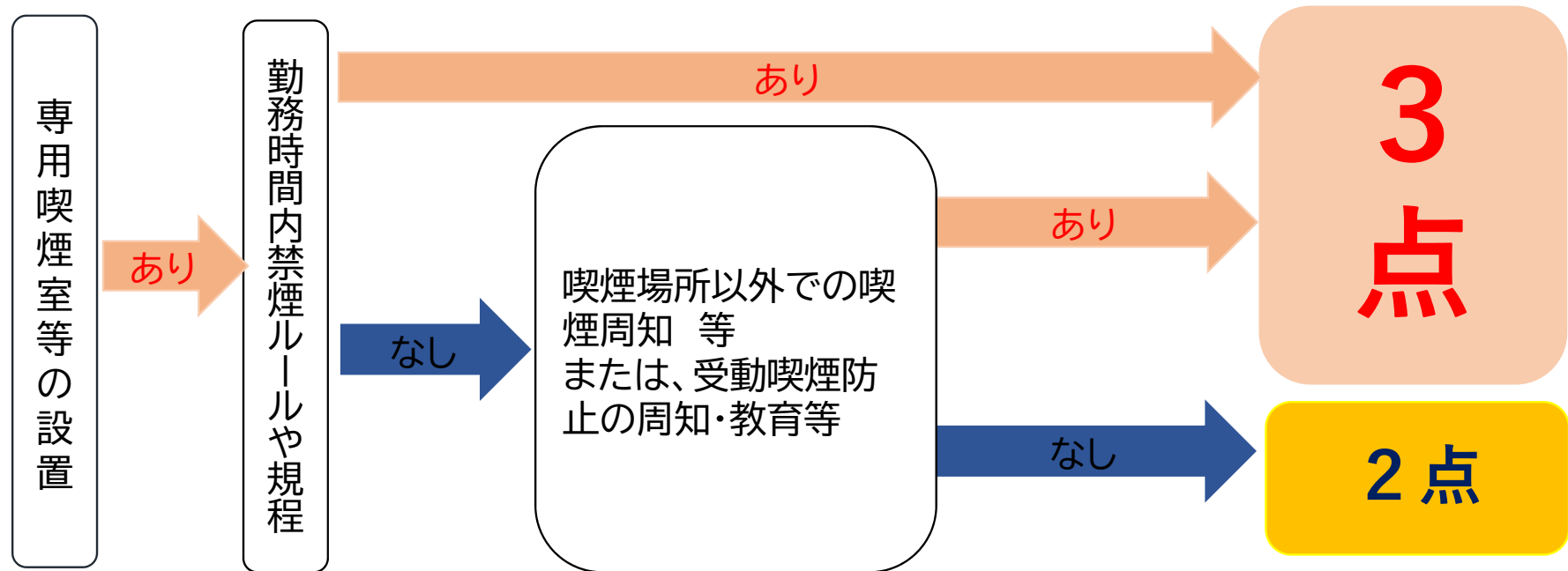


●職場内での受動喫煙を防止する具体的な措置、防止策を講じていることを評価する。

配点	評価方法	
3点	<p>●専用喫煙室等の喫煙場所の設置があるなしに関わらず、勤務時間内禁煙の規程・ルールがある。 ※但し、以下の事項でも3点とします。</p> <p>①勤務時間内禁煙の規程・ルールがない場合でも ・「敷地内・建物内における禁煙の周知」等の周知・教育等を実施している ・「喫煙場所以外での喫煙禁止」等周知・教育等を実施している</p> <p>②「敷地内・建物内における禁煙の周知」や「喫煙場所以外での喫煙禁止」等周知・教育等を実施していない場合でも ・自社の敷地・自社ビルで「喫煙室の撤去またはもともと設置しない決定をした等」対策している</p>	<p>●会議録・議事録 ●勤務時間内禁煙に関する規程・ルール ●入居ビルの規程 ●喫煙室の写真</p>
2点	<p>○取り組み期間が1か月以上6か月未満 ○専用喫煙室等の喫煙場所の設置のみで、その他の対策はしていない</p>	
1点	<p>○電子タバコを推奨している ○喫煙者がいないので取り組みはしていない ○設置場所が入口や非常階段の踊り場等不適当な場所に設置されている ○自社ビル・賃貸に関わらず、何も対策をしていない</p>	

16 受動喫煙防止策を講じていますか？ 専用喫煙室等の設置ありの場合

採点フロー図



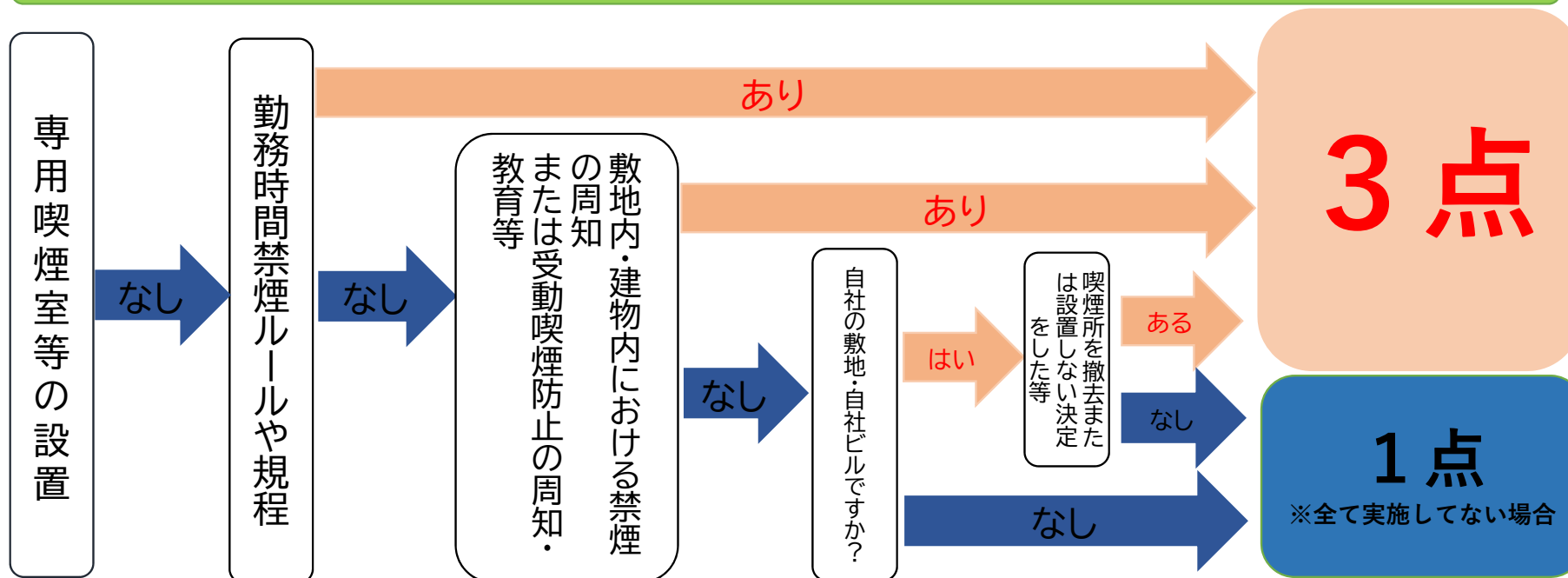
! ■ 受動喫煙防止に関して1つでも対策を講じていれば取り組みとして評価します。

16

受動喫煙防止策を講じていますか？

専用喫煙室等の設置なしの場合

採点フロー図



! ■ 受動喫煙防止に関して1つでも対策を講じていれば取り組みとして評価します。

17 従業員心の健康に関する取組みをしていますか？ R4.4変更あり



従業員心の健康状態に配慮していることを評価する。

配点	採点基準	
3点	○全従業員への心の健康に関する理解の普及・情報提供等(セルフケア)の取組が右記書面等により確認できる	<ul style="list-style-type: none"> ●会議録・議事録 ●配布物・掲示物 ●セミナーの配布資料 ●研修会の配布資料
2点	○取組み期間が1か月以上6か月未満 ○右記書面の取組が管理職のみ(ラインケア)	
1点	○朝礼等の声掛けで心の健康状態に配慮していない場合(業務に関するもの)	

! ■ 広い意味で企業のメンタルヘルスケアの取組を評価する。

17 従業員の心の健康に関する取組みをしていますか？

東京連合会の素材を使った取組の一例

動画配信によるセミナーの実施

健康保険組合連合会 東京連合会 会員企業の皆さま

職場のメンタルヘルス対策

セルフケアシリーズ ①
自分自身のストレスに気付く

T-PEC ティーベック株式会社



開催通知

2021年メンタルヘルス研修（セルフケア研修）受講者名簿

開催日時：2021年6月10日～11日

研修内容：メンタルヘルス研修（セルフケア）研修

研修目的：メンタルヘルス研修（セルフケア）研修を通して、従業員のメンタルヘルスに気づき、自分自身のストレスに気付くこと、また、職場のメンタルヘルス対策について学ぶこと。

研修内容

1. 研修内容（メンタルヘルス（セルフケア）研修）
2. 研修内容（メンタルヘルス（セルフケア）研修）
3. 研修内容（メンタルヘルス（セルフケア）研修）
4. 研修内容（メンタルヘルス（セルフケア）研修）
5. 研修内容（メンタルヘルス（セルフケア）研修）

（開催通知）

2021年メンタルヘルス研修（セルフケア研修）受講者名簿

研修日時：2021年6月10日～11日

社員番号	氏名	所属	研修実施日	備考
1	2427	〇〇〇〇	研修室	2021年6月10日
2	2430	〇〇〇〇	研修室	2021年6月10日
3	2434	〇〇〇〇	研修室	2021年6月10日
4	2435	〇〇〇〇	研修室	2021年6月10日
5	2437	〇〇〇〇	研修室	2021年6月10日
6	2438	〇〇〇〇	研修室	2021年6月10日
7	2440	〇〇〇〇	研修室	
8	2442	〇〇〇〇	営業1課	2021年6月9日 田井 長寿孝平
9	2443	〇〇〇〇	営業1課	2021年6月9日 田井 長寿孝平
10	2444	〇〇〇〇	営業1課	2021年6月9日 田井 長寿孝平
11	2501	〇〇〇〇	営業1課	2021年6月9日 田井 長寿孝平
12	2503	〇〇〇〇	営業1課	2021年6月9日 田井 長寿孝平
13	2504	〇〇〇〇	営業1課	田井 長寿孝平
14	2505	〇〇〇〇	営業1課	2021年6月9日
15	2506	〇〇〇〇	営業1課	2021年6月9日
16	2459	〇〇〇〇	営業1課	
17	4972	〇〇〇〇	営業1課	2021年6月5日 7月以降
18	2508	〇〇〇〇	営業1課	2021年6月10日
19	3115	〇〇〇〇	営業1課	2021年6月10日
20	3111	〇〇〇〇	営業1課	2021年6月10日
21				
22				
23				
24				
25				

（受講名簿）

18 気になることを相談できる職場の雰囲気を作っていますか？



従業員心の健康に関して常時相談できる場所(窓口)を設置・周知していることを評価する。

配点	採点基準	
3点	○ 社内または社外に常設の心の健康に関する相談窓口を設置・周知できていることが右記書面等により確認できる	● 会議録・議事録 ● 配布物・掲示物
2点	○ 取り組み期間が1か月以上6か月未満 ○ 周知が採用時の各説明会資料のみ	
1点	○ 相談窓口直属の上司 ○ 「健康相談窓口」ではなく「業務上の相談窓口」の設置 ○ 月1回の産業医による健康相談の実施(常時相談できないので) ○ 健康保険組合の相談窓口の設置のみで周知なし	

- 相談窓口は、事業所の規模や実態に応じて社内・社外の一方あるいは両方あっても該当。
- 週1の産業医の健康相談は、取り組みと認める。
- **健康保険組合の相談窓口については、事業所の周知が確認できた場合は取り組みと認める。**

18 気になることを相談できる職場の雰囲気を作っていますか？

取組の一例

健保の機関誌を使用した周知


従業員各位

令和4年3月22日

〇〇株式会社
総務課

健康相談窓口のお知らせ

健保組合の機関誌に「健康相談窓口」が掲載されてますので、お気軽にご利用下さい。




(機関誌)

健康センター(診療所)診療料および受付時間 (注: 窓口は終日受付です)

診療所	診療時間	休日	夜間	休日	夜間	休日	夜間	休日	夜間	休日	夜間
西	9:00-18:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中	9:00-18:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東	9:00-18:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南	9:00-18:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北	9:00-18:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東	9:00-18:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【受付時間】午後診療15分～12時15分
午後18時15分～4時15分
○印は休日のみ受付時間30分短縮です

- ※ 受付の際は健康保険者・被保険者は、他業種規定で受診し場合が考慮されます。
- ※ 1階に院内薬局あり、処方箋取付が簡単です。
- ※ 検査・検査室とつながりやすい。
- ※ 救急科: 救急の受付は、午前11時30分までです。
- ※ 産科は産科は1階産科受付から1階産科受付から10時30分までです。(コンタクトレスの受付は別途案内)
- ※ 受付は電話による予約となります。予約可能な診療科は、各診療科の受付時間をご確認ください。
- ※ 産科は産科受付から1階産科受付から10時30分までです。

健康保険組合 健康相談センターへのアクセス

健康相談センター 各種健康相談

大塚支部 健康相談

メンタルヘルスカウンセリング

健康相談センターへのアクセス

大塚支部へのアクセス

健康企業宣言提供ポスター

11

微糖や無糖のドリンクに、こんなに糖質が入ってるの?!

最大 12.5g 微糖
最大 0.5g 無糖

糖質100mlあたり 糖質2.5g以下
糖質100mlあたり 糖質0.5g以下

砂糖、果糖、ステビア

飲料成分表示をチェック!

健康優良企業 健康保険組合連合会 東京連合会

飲み物

13

階段 今日

「今日は」の積み重ねが習慣をつくる

健康への 第一歩

健康優良企業 健康保険組合連合会 東京連合会

階段

12

健康は食事で決まる!

栄養不足!? 肉や魚だけでは

野菜が不可欠だ!

病気に負けない体づくりには

健康優良企業 健康保険組合連合会 東京連合会

食べ物

14

「吸わない」だけで、体が息を吹き返す。

20分後
心拍と血圧が正常値まで下がり
手足の温度が上がる

24時間後
心臓発作を起こす可能性が
低くなる

2~3日後
味覚や嗅覚が改善して
歩くのも楽になる

2週間~3か月後
心臓や血管などの
循環機能が改善する

今からでも遅くない!

自分の方でやめる! 周囲の力をかりる!

健康優良企業 健康保険組合連合会 東京連合会

タバコの害

NEW

健康企業宣言提供リーフレット

「経済産業省の顕彰制度認定を目指す事業所用健康企業宣言リーフレット」

**認定までのスケジュールは
ゆとりを持って計画しましょう**

銀の認定証を取得するためには、健康企業宣言を宣言後、6ヶ月以上の取り組みが必要になります。また、それに加えて健康経営優良法人の認定は年に一度、申請期間が定まっているので、あらかじめ認定までのスケジュールを考えておくことが重要です。



健康企業宣言参加から健康経営優良法人認定までのスケジュール(一例)


9月	健康企業宣言
↓ 7ヶ月	
翌年 4月	健康優良企業「銀の認定証」申請
↓ 3ヶ月	
1 年 半 7月	「銀の認定証」取得
↓ 2ヶ月	
9月	健康経営優良法人認定制度 申請
↓ 6ヶ月	
翌年 3月	健康経営優良法人 発表

※健康経営優良法人認定制度の詳細につきましては、経済産業省「健康経営優良法人認定制度」サイトをご覧ください。


お申し込み等はこちらの健康保険組合へお問い合わせください!

～経済産業省の顕彰制度認定を目指す企業の方へ～

健康経営優良法人の認定には 銀の認定が 必要です!!




健康経営を後押しする顕彰制度には、健康保険組合等が実施する「健康企業宣言」と経済産業省の「健康経営優良法人」等があります。東京都に所在する健康保険組合に加入する事業者が「健康経営優良法人(プラチナ500・中小規模法人部門)」に認定されるためには、まずは「健康企業宣言」の「銀の認定」の取得が必要です。



健康企業宣言とは?

健康企業宣言とは、健康優良企業を目指して企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言することです。「銀の認定証」の取得を目指す健康企業宣言 STEPIでは、健康経営を行うために職場の健康づくりに取り組む環境を整えます。100%健診受診を宣言するほか、①健診結果活用、②健康づくり環境の整備、③食、④運動、⑤禁煙、⑥心の健康の6項目に取り組むことを宣言します。

詳細はこちらをご覧ください。



健康経営優良法人認定制度とは?

健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。「健康経営優良法人」に認定されると、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、徹底的に取り組んでいる法人」として社会的な評価を受けられ、「健康経営優良法人」ロゴマークの使用が可能となります。

健康保険組合連合会東京連合会

健康企業宣言提供動画 (Youtube)



制度の簡単な解説動画

○当会ホームページ <https://www.kprt.jp/>

○Youtube <https://youtu.be/vkZmaVChyaI>



CM風動画(禁煙編)

○Youtube <https://youtu.be/B6Z2jihirHk>

「銀の認定」の採点基準解説動画

○当会ホームページ

<https://www.kprt.jp/contents/health/index.html>

○Youtube <https://youtu.be/L6iKdKLdXHo>



ご清聴ありがとうございました。

健康保険組合連合会東京連合会

TEL 03-3357-5213

メール sengen@kenporen-tokyo.jp